| | |
|---|---|
| 3　ＮＨＫは、次の各号の受信契約者が正当な理由なく第３条第２項に定める期限までに変更後の契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の受信契約を締結したときは、当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間について、変更後の契約種別の受信料に加え、変更後の契約種別の受信料と変更前の契約種別の受信料との差額の２倍に相当する額である割増金を請求することができる。<br>⑴　受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合の受信契約者<br>　受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間<br>⑵　ＮＨＫの配信の受信を開始することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合の受信契約者<br>　ＮＨＫの配信の受信開始の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間 | 3　ＮＨＫは、放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第３条第２項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約を締結したときは、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、変更後の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料との差額の２倍に相当する額である割増金を請求することができる。 |
| （支払いの延滞）<br>第12条の２　ＮＨＫは、受信契約者が受信料の支払いを３期分以上延滞したときは、当該受信契約者に対し、延滞した受信料に加え、１期あたり2.0％の割合で計算した延滞利息を請求することができる。 | （支払いの延滞）<br>第12条の２　ＮＨＫは、放送受信契約者が放送受信料の支払いを３期分以上延滞したときは、当該放送受信契約者に対し、延滞した放送受信料に加え、１期あたり2.0％の割合で計算した延滞利息を請求することができる。 |
| （ＮＨＫの免責事項および責任事項）<br>第13条　放送またはＮＨＫの配信の受信について事故を生じた場合があっても、ＮＨＫは、その責任を負わない。<br>２　地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く受信契約（受信機が設置され、かつ、ＮＨＫの配信の受信が開始されていない場合の受信契約に限る。）について、当該月分の受信料は徴収しない。 | （ＮＨＫの免責事項および責任事項）<br>第13条　放送の受信について事故を生じた場合があっても、ＮＨＫは、その責任を負わない。<br>２　地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。 |
| ３　衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の受信料は徴収しない。<br>４　ＮＨＫの配信を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、受信契約（ＮＨＫの配信の受信が開始され、かつ、受信機が設置されていない場合の受信契約に限る。）について、当該月分の受信料は徴収しない。第１条第４項の規定により締結された衛星契約についても同様とする。<br>５　第２項および第４項に定めるほか、地上系によるテレビジョン放送とＮＨＫの配信のいずれも行なうことがなかった期間が月のうち半分以上となった場合は、特別契約を除く受信契約について、当該月分の受信料は徴収しない。 | ３　衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。<br>（新設）<br>（新設） |
| （受信契約者等の個人情報の取り扱い）<br>第13条の２　ＮＨＫは、受信契約の事務に関し保有する受信契約者等の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定）および放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和４年３月31日個人情報保護委員会・総務省告示第１号。）に基づくほか、別に定めるＮＨＫ個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。 | （放送受信者等の個人情報の取り扱い）<br>第13条の２　ＮＨＫは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和４年３月31日個人情報保護委員会・総務省告示第１号。以下「ガイドライン」という。）第３条第２号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定）およびガイドラインに基づくほか、別に定めるＮＨＫ個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。 |